

用途地域はどうやって定めるの？

地域の土地利用の状況や将来の市街地像を考慮して定めますが、やみくもに決めてしまうと適正な土地利用に支障が生じてしまいます。例えば、良好な低層住宅がある地域のそばに工業専用地域を指定してしまうと、境界付近の住宅は良好な住環境が守られないおそれがあります。

このようなことがないように、この度の用途地域の見直しにあたっては「山陽小野田市用途地域等の指定方針および指定基準」を策定し、一定のルールに基づき用途地域を定めていきます。素案を作成しましたら、説明会や公聴会などを開いて市民のみなさんのご意見をお伺いしながら定めていきます。

募集

市民意見公募制度 (パブリックコメント)

【募集期間】7月1日(水)～31日(金)



用途地域等の指定方針および指定基準 (案)

この案は、用途地域等の適切な指定を行うため、基本的な方針や用途地域の種類ごとの指定基準を策定するものです。

●問い合わせ・意見の提出先

〒756-8601 山陽小野田市役所 都市計画課
☎82-1163 FAX 83-2604
Eメール:toshikei@city.sanyo-onoda.lg.jp

●意見を提出できる人

- 市内に住所がある人
- 市内に事務所または事業所を有する個人、法人または団体
- 市内の事務所または事業所に勤務する人
- 市内の学校に通学する人
- 市内に土地または建物を有する個人、法人または団体

●計画の閲覧場所

都市計画課、総合事務所地域行政課、南支所、植生支所、公園通出張所、厚陽出張所、中央図書館、厚狭図書館で閲覧できます。また、市ホームページにも掲載しています。

●意見の提出方法

郵送、FAX、持参またはE-mailで提出してください。(口頭および電話での受付はいたしません。)また、書面の様式は任意としますが、住所、氏名(ふりがな)または団体の名称、代表者氏名、事務所の所在地および電話番号を明記してください。(住所・氏名等が公表されることはありません。)

●意見等の公表

いただいた意見等については、内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみを記した意見、当該計画等と内容が合致しない意見、住所・氏名等を記していない意見などは、公表しないものとします。なお、類似の意見は、まとめて公表することがあります。また、提出された意見等に対する個別の回答はいたしません。